

目次

はじめに	1
◆受益者負担金について	
1. 受益者負担金とは	2
2. 負担金が賦課される根拠	3
3. 負担の対象となる土地は	3
4. 負担金を納めていただく人	4
5. 負担金の額は	5
6. 負担金の納付方法と一括納付報奨金制度	6
7. 負担金の徴収猶予と減免	9
8. 受益者負担の申告について	12
9. 申告書の発送から納付まで	13
◆下水道使用料について	
1. 下水道使用料とは	14
2. 下水道使用料を納めていただく根拠	14
3. 下水道使用料を納めていただく人は	14
4. 下水道使用料の額は	14
5. 下水道使用料の納付方法	15
◆水洗便所及び排水設備等の工事について	
1. 改造工事について	16
2. 改造工事代金について	16
3. 改造工事をする人は	16
4. 排水工事の手順	17
◆融資あっせん及び利子補給	
1. 融資額	18
2. 融資あっせんの条件	18
3. 償還方法	18
4. 融資申し込みの手続き	19
5. 利子補給の申請の手続き	19
協力をお願い	20

はじめに

私たちの住む鞍手町は、小高い丘陵から遠賀川にかけて広がる、自然が創る緑豊かなまちです。

しかし、近年の急速な産業の発展や都市化による生活様式の変化によって、生活雑排水や事業所からの排水に起因すると思われる水質汚濁が進んでいます。

これらのことを解消するためには、下水道の整備がもっとも必要なことです。下水道が整備されることにより、まちから不快な悪臭をなくし、蚊やハエの発生を防ぎ、快適で文化的な生活を営むことができます。また、工場や家庭などから排出される汚水による河川の汚れを防ぎ、「快適で住みよいまち」になります。

このため、本町は平成8年から下水道事業に着手し、現在建設中の浄化センターに近い北部地区から下水道施設の整備を進めています。

しかしながら、下水道の整備には多額の費用の投入が必要となり、その費用の一部を下水道が利用できる区域の方々に負担していただく制度を採用することになりました。この制度を「受益者負担金制度」とよんでいます。

また、処理区域内の皆さんには、「受益者負担金」の他に、下水道管に汚水を放流するために必要な「排水設備工事」及び下水道施設の維持管理費のために必要な財源である「下水道使用料」をお願いすることになります。

このたび、下水道事業に関して、みなさんにお願いする経済的負担について、より深く知ってご理解をいただくために、これらを小冊子にまとめましたのでご利用いただければ幸いです。